

大津市特定旅館建築規制条例施行規則（第2条）チェックシート

	項 目	概 要	判定	備 考
第1項 第1号	玄関が外部から内部を見通すことができ、かつ、営業時間中自由に入出りできる構造	1 垂下物が門等にないこと 2 空・満室及び休憩、宿泊料金について表示がないこと 3 原則として一般道路に面し、客が自由に入出りできるものであること 4 出入口は分りやすく、かつ客室に直接通じていないこと。 5 必ず、通過する共用の玄関があること。 6 外部から内部を見通せること。		
第2号	駐車場を有する場合には、当該駐車場が客と客とが対面可能な開放された構造	1 車を遮蔽する設備がないこと。 2 客と対面可能な構造であること 3 開放された駐車場であること。		
第3号	対面して受付を行う玄関帳場、カウンター式のフロント等	1 フロントを通らずして、客室の選定・誘導が出来る施設を有しないこと。 2 玄関、ロビー、フロントが一体構造であり、オープン方式である。 3 受付台はそのホテルの規模に応じて、適当な大きさであること。		
第4号	自由に利用することのできるロビー、応接室、談話室等を有する構造	1 広さについては、新風営法に適合させること。 2 原則として玄関に近接していること。 3 客数に相応の広さを有していること。（宿泊者以外の者でも利用が可能であること）		
第5号	帳場、フロント等から各客室に通じる通常の廊下、階段、昇降機等が共用の構造	1 意図的に客同士等が顔を合わせないような構造としないこと。		
第6号	食堂、レストラン又は喫茶室及びこれらに付随する厨房、配膳室を有する構造	1 面積については、新風営法に整合させること（注1） 2 宿泊者以外の利用のため、必要に応じて案内・出入口・精算設備を有すること 3 座席は宿泊客定員の8割以上の者が同時に食事のとれる数を確保すること。 4 厨房の規模は、客席部分の面積の1/3以上とすること。		
第7号	ロビー又は食堂等の共用の施設の付近に便所及び洗面室等が設けられている構造			

第8号	会議、宴会、催物等に使用することができる会議室、宴会場、催場等を有する構造	<p>1 一般客が利用しやすい場所で、原則として1階ロビー付近又は2階とする。</p> <p>2 各部屋の規模は、30㎡以上とすること。</p>		
第9号	1人で利用できる客室及び3人以上で利用できる客室が、相当数ある構造	1 シングルルームは25㎡以下（浴室・便所・化粧室・通路・寝室等を含む）とし、かつ全客室数の1/2以上を有すること。また、そのベッドサイズはシングル又はスリークォーターとすること。		
第10号	ダブルベットを備える客室の数が全客室数の3分の1以下である構造			
第11号	客の性的感情を刺激しない、清そな内装、照明、装飾品等の内部設備	<p>1 浴室（脱衣室を含む）の内部が当該浴室の外から見える構造でないこと。</p> <p>2 廊下と客室との境に設ける扉とは別に、寝室と廊下との間に扉を設置しないこと。</p> <p>3 客室内の床面の高さは、廊下の床面の高さと同じであること。</p> <p>4 屋内の各部分の内装は、過度な凹凸・曲面・傾斜等は避けて、けばけばしい色彩は用いないこと。</p> <p>5 屋内の各部分の照明は、適度の照度を保つこと。</p>		
第12号	付近の教育環境その他の生活環境を損なわない清そで素朴な形態、意匠、色彩その他の外観	<p>1 ネオンサイン及び看板は固定式とし、点滅・電飾等の移動式としないこと。</p> <p>2 色彩は、白を基調として3色以内とすること。</p> <p>3 門柱等のエクステリアは、周辺環境に一致したものであり、奇抜な色彩・形態を有しないこと。</p> <p>4 外壁は、主として植栽等で整備するなど威圧感を与えないものとし、周辺景観との整合性を図ること。</p>		
第2項	前項第1号から第7号までに掲げる構造及び設備は、当該旅館等の収容人員に相応した規模のものであって、宿泊又は休憩に利用する客以外の客においても利用できるものでなければならない。			

(注1)

収容人員	30人以下	食堂面積	30㎡	ロビー	30㎡
〃	31～50人	〃	40㎡	〃	40㎡
〃	51人以上	〃	50㎡	〃	50㎡